

令和 8 年度共通消耗品集約化関連支援業務委託企画競争の実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり公示します。

令和 8 年 2 月 2 0 日

岡山市長 大 森 雅 夫

1 目的

令和 8 年度共通消耗品集約化関連支援業務委託を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定するものです。

2 業務の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 業務名 | 令和 8 年度共通消耗品集約化関連支援業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別添仕様書（案）参照のこと |
| (3) 履行期間 | 契約締結の日から令和 8 年 1 月 3 0 日まで |
| (4) 概算予算額 | 総額 8, 8 7 4, 8 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内 |
| (5) 支払条件 | 完了後払い |
| (6) 契約保証 | 契約保証金（契約金額の 1 0 / 1 0 0 以上の額）
本契約に係る契約保証金の種類は、①契約保証金の納付、②銀行等の金融機関の保証、③履行保証保険による保証のいずれかとする。 |

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 及び岡山市契約規則（平成元年市規則第 6 3 号）第 2 条第 1 項に掲げる者でないこと。
- (2) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和 6 1 年市告示第 1 2 0 号）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有識者名簿（以下「有資格者名簿」という。）役務部門の業種「その他の委託」業種細区分「その他の委託」に登載されていること。
- (3) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (4) 令和 3 年 4 月 1 日以降に、共通消耗品集約化にかかる支援業務を国又は地方公共団体から元請で受注し、履行が完了していること。

4 日程及び期限

内 容	日程・期限
仕様書(案)等の交付	公示日から令和8年3月16日(月)
質問の受付	公示日から令和8年2月27日(金)午後5時(必着)
質問の回答	令和8年3月4日(水)午後3時までに掲載
企画提案書等の提出	令和8年3月9日(月)から令和8年3月16日(月) 午後5時(必着)
ヒアリングの実施	令和8年3月23日(月)実施予定
審査結果の通知	令和8年4月上旬通知予定

5 仕様書(案)等の交付方法

岡山市ホームページ(事業者情報>入札・契約>その他の入札情報>企画競争・その他)からダウンロードすること。

ホームページアドレス

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-0-0-0-0-0-0.html>

6 仕様書(案)等に関する質問の受付及び回答

仕様書(案)等に関する質問がある場合は、次に掲げるとおり受け付ける。ただし、審査に支障をきたす質問は受け付けない。

(1) 受付方法

電子メールで、メールの件名を「【企画競争質問】令和8年度共通消耗品集約化関連支援業務委託」として、質問書(様式1)を岡山市総務局総務部行政事務管理課へ提出すること。提出後は必ず電話により到達の確認をすること。

※メールアドレス gyouseijimu@city.okayam.jp

(2) 回答方法

岡山市ホームページ(事業者情報>入札・契約>その他入札情報>企画競争・その他>令和7年度)へ掲載する。

7 企画提案書の提出

(1) 提出方法

岡山市総務局総務部行政事務管理課宛に、「令和8年度共通消耗品集約化関連支援業務委託 企画提案書在中」と朱書きの上、一般書留又は簡易書留により郵送か、持参してください。

(2) 提出書類

①企画競争参加申請書(様式2)

②実績証明書(様式3)

③企画提案書(様式は自由)

ア 用紙は原則A4版、縦置き、横書き、左綴じ、両面印刷とすること。ただし、表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えない。

イ 企画提案書は表紙等も含め30ページ以内に収め、ページ番号を付けること。
なお、表紙には企画提案内容を記載しないこと。

④見積書（様式4）

見積金額は、消費税及び地方消費税を含む額とする。

(3) 提出部数

(2) ①②④各1部

(2) ③

- ・社名、代表者印（岡山市に届けた使用印）のあるもの1部（正本）
- ・社名、代表者印、その他提案者が判別できるような記載のないもの6部（副本）

(4) (2) ③（企画提案書）記載内容

以下の事項について、具体的に記載すること。

① 実施方針

別添「仕様書（案）」に示す業務を実施するための課題と解決方法を含めた基本的な考え方、方針、特に重視することを記載すること。

② 実施体制

ア 業務実績

令和3年4月1日以降に、国又は地方公共団体から元請として受託した共通消耗品集約化にかかる支援業務の実施概要及びその具体的な効果について記載すること。

イ 人員・組織体制

- ・必要な人員の確保
業務従事予定の管理担当者、実務担当者など人数構成、実施工程を記載すること。
なお、再委託を予定している場合は、再委託先の実施体制も含めて記載すること。
- ・職員の負担軽減
本市職員の負担軽減となる工夫について記載すること。
- ・職員からの質問・問い合わせ等への対応
市職員からの指示、連絡事項及び本市職員との打ち合わせ内容等を担当者間で共有する方法を記載すること。

③ 実施内容

本業務を実施する上で、別添仕様書（案）「4 本業務の内容」で求める仕様をどのように満たす予定か、別添仕様書（案）「4 本業務の内容」①から⑥について、それぞれの業務実施方法や効果について具体的に記載すること。

④ 独自提案

別添仕様書（案）に示すほか、例えば、マグネットスペース及び拠点倉庫に配荷

する共通消耗品以外の各課が持っている未使用の消耗品の集約方法や再利用方法等、委託者にとって有益な提案がある場合は記載すること。

(5) 注意事項

- ①連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）を記入すること。
- ②仕様書（案）等に関する質問回答を確認のうえ、提出すること。
- ③提出期限までに提出されなかった提案書は、いかなる理由でも特定されない。
- ④提案書の提出期限後の差し替え、再提出は認めない。
- ⑤企画提案書の提出は、1事業者につき1提案までとする。

8 特定方法等

(1) 審査体制

令和8年度共通消耗品集約化関連支援業務委託企画競争委員会（以下「委員会」という。）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。

(2) 審査方法

- ①委員会は、提出書類及び提案者へのヒアリングにより、審査項目について審査を行う。
- ②委員会は、評価基準をもとに100点満点で審査し、得点により最適な提案者及び次順位の対案者（次点）を特定する。
- ③得点が高点の場合は、審査項目の「実施内容」において得点が高位の者を特定する。
- ④委員の審査点数の平均点が、60点を下回る提案については特定しないものとする。

(3) ヒアリングの実施

発表時間は1事業者につき15分以内。詳細な日時、場所については後日お知らせする。

(4) 審査基準

別表1「令和8年度共通消耗品集約化関連支援業務委託 審査基準」のとおり

(5) 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とする。

- ①「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- ②提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④提案者が個別に委員会の委員と接触をもつことなど、審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤提案者がヒアリングに出席しない場合
- ⑥見積額が概算予算額を超過している場合

⑦その他、委員会で本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

(6) 特定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書を特定したことを書面で通知する。特定されなかった提案者へは提案書を特定しなかったこと及び特定しなかった理由を書面で通知する。

9 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じない。

委員会で選定された最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に失格要件に該当した場合、次順位の提案者(次点)と協議できるものとする。

10 その他留意事項

- (1) 提出書類の作成・提出及びヒアリングの実施等、本企画競争への参加に要する費用はすべて提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は、業務受注者の選定以外には使用しない。
- (3) 特定しなかった提案書は、原則として返却します。返却が不要な場合は、提案時にその旨を知らせること。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合、当該提出書類を無効にするとともに、提案者に対して指名停止を行うことがある。
- (5) 提出書類は岡山市情報公開条例(平成12年市条例第33号)の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となる。ただし、提案書特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としない。
- (6) この企画競争の概算予算額は、本業務の契約締結に係る許容(予定)価格ではない。
- (7) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とする。
- (8) この企画競争は本公示で定めるもののほか、「岡山市契約規則」及び「岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱」に定めるところによる。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市総務局総務部行政事務管理課(岡山市役所本庁舎4階)担当:中塚、山本

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話：(086)803-1080

FAX：(086)225-5487

電子メール：gyouseijimu@city.okayama.jp